

## 環太平洋大学 緊急奨学金制度（要項）

### 1. 目的

この規程に定める奨学金制度は、環太平洋大学に入学を希望する者で、主たる家計支持者に火災、風害、水害、地震等の災害を起因とした失職、死亡、住居損壊、家計急変が発生した場合の救済支援を目的とします。

### 2. 奨学金の対象・給付額等

緊急奨学金は、年間学納金のうち入学金及び半期授業料の全額にあたる金額を上限とし、前期又は後期のいずれかの学納金を減免します。

ただし、すでに直近の学納金請求に対して完納している場合は、減免相当額を給付します。

### 3. 申請資格

緊急奨学金の申請は、主たる家計支持者が国内に在住する入学予定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象とします。

- (1) 家計支持者が所有かつ居住する家屋について罹災証明書の発行を受けた者（4. 区分Ⅰ・Ⅱ）
- (2) 被災により家計支持者が死亡または長期入院または加療が必要となった者（4. 区分Ⅰ・Ⅱ）
- (3) 被災により家計支持者が失職するなど著しく経済的困窮となった者（4. 区分Ⅱ）

### 4. 奨学金付与額

緊急奨学金の付与期間は一年以内とし、下表に掲げる金額とします。

区分	被災状況	緊急奨学金額
区分Ⅰ	家屋全壊または大規模半壊 被災による家計支持者の死亡	半期授業料全額免除 ・健康科学科…70万円 ・その他学科…40万円
区分Ⅱ	家屋半壊または一部損壊 被災による家計支持者が長期入院または加療 被災による経済的困窮	半期授業料半額免除 ・健康科学科…35万円 ・その他学科…20万円

区分Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当する者が直近の入学選考試験を受験する場合は検定料を免除、合格した場合は入学金を全額免除します。

※検定料入金後に本制度の申請があった場合は検定料の返金には応じません。

### 5. 申請手続

緊急奨学金の給付を希望する者は、受験申込前または入学前に本学が指定する申請書と併せて被災状況を証明する書類をアドミッションセンターへ提出してください。

### 6. その他

給付対象者による虚偽の申請が発覚した場合は、これを取消ができるものとし、給付済の緊急奨学金相当額の全部又は一部の返還を求めます。

以上